

相活士月刊メールマガジン5月号 ～ VOL.42～

相活士事務局です。第42回目のメールマガジンです。最後までご一読ください。
なお、相活士の皆さまには週に2回、ご登録いただいているメールアドレス宛に
遺言相続ドットコムに掲載記事を送付しております（原則火曜日と金曜日）。
そちらもぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

<目次>

1. 相続発生後、遺言を発見したら
2. プチ相続対策 ～小さな金額でも積み重なれば～
3. メディア掲載情報
4. 更新を迎える方へ
5. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 相続発生後、遺言が発生したら

誰しも、いつかは親や配偶者の相続を経験することでしょう。

皆さまは相続人の立場にあったとして、相続が発生し、故人（＝被相続人）の遺品や部屋を片付けていると、ふと遺言が見つかることがあるかもしれません。

遺言には、「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」、「秘密証書遺言」の3つがありますが、最も多く作成されているのが公正証書遺言で、その次が自筆証書遺言です。（秘密証書遺言はほとんど作成されていないので割愛します。）

これまで自筆証書遺言は、自分で作成して、自分で保管することが基本でしたが、近年の民法改正によって、法務局で保管してもらえることになりました。公正証書遺言と同様に、遺言たる存在が公的に証明、ならびに保存されるため、近年注目を浴びています。

ちなみに、公正証書遺言は公証役場で作成し、原本は公証役場で保管されますが、その原本の写し（控え）としての正本・謄本を自宅で保管することもあるため、公正証書遺言といえど、その存在が自宅で発見されることもありえます。

さて、公正証書遺言ならびに法務局で保管されている自筆証書遺言は、遺言たる存在が公的に証明されているため、家庭裁判所における「検認」の必要がありません。

検認とは、その遺言としての存在や内容、形状などを家庭裁判所に明らかにしてもらい、証

拋保全するための手続きのことをいいます。ちなみに、遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

検認は、家庭裁判所に申立てをしてから、1～2か月ほど要するため、“10か月”という相続税申告の期限にも影響を及ぼすことにもなります。検認の申立てを行うにあたっては、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本や、相続人全員の戸籍謄本などの書類が必要になるため、手間がかかるうえ、手続きを進めるにあたり予期せぬ弊害（例えば、相続人の誰かが書類の提出を拒否する等）が生じることもありえます。

一方、法務局に保管されていない自筆証書遺言、例えば自宅や貸金庫で保管されている自筆証書遺言は、相続人等による破棄、改ざん、隠ぺいのリスクにさらされています。自宅で公正証書遺言の正本・謄本が発見され、それが破棄、改ざん、隠ぺいされても、肝心の原本は公証役場に保管されているため、破棄、改ざん、隠ぺいのリスクはないのです。法務局で保管された自筆証書遺言も同様です。

さて、皆さまが、自宅に保管されていた自筆証書遺言を発見したことを想像してみてください。驚きとともに、ついその場で開封してしまいそう（見てしまいそう）ですが、それは絶対にしてはいけません。自筆証書遺言は勝手に開封してはいけません。

自筆証書遺言を保管していた人や発見した相続人は、開封せずに、速やかに他の相続人にもその旨を伝え、家庭裁判所に「検認」の申立てを行わなければなりません。それをせずに開封してしまうと、過料を支払わないといけなくなったり、最悪の場合、他の相続人から勝手に遺言を開けたとして、「改ざんした！」などとあらぬ疑いをかけられることになりかねませんので、注意が必要です。

遺言を発見することによって、気持ちが混乱したり、いろんな思いや衝動が襲ってくるかもしれませんが、そこは冷静になって、ルールに則った手続きをする必要があります。間違っても破棄してしまうようなことがあれば、「相続欠格」に該当し、相続権を失うことにもなりかねません。

先日、こんな事例がありました。

妻を亡くした夫。生前から夫婦間で離婚の話が絶えず、家庭内別居が続き、長年にわたり、仮面夫婦の状態でした。

そして、妻が亡くなり、夫は、妻が“自分（＝夫）にはまったく相続させない旨”の遺言を作っているのではないかと、妻の死後、家中を必死に探し回ります。しかし、家の中からは遺言は見つかりませんでした。さらに、公正証書遺言の存在を確認するため、公証役場に行き確認しましたが、それも発見されませんでした。夫はホッとして、子どもたちと妻の財産をどのように分割するかを意気揚々と話し始めます。（夫は自分が財産のほとんどを相続

しようと企んでいました…)

ところが、そこに妻の妹が登場します。なんと、「姉から(自筆証書)遺言を預かっている！」と告げたのです。その妹は、姉の死後すぐにその自筆証書遺言を家庭裁判所に持ち込み、検認の申立てを行いました。その妹も、姉のことを苦しめた人(=夫)のことが憎く、毅然とした態度で臨んできます。

それを知った夫は完全に意気消沈。“自分には全く相続されないのだろう”と察しているようでした。実際、遺言の内容はその通りでした。ただし、夫には遺留分がありますので、亡き妻の思いは完全に達成されませんでした…

今回申し上げたいのは、いかなる経緯や事情があろうとも、もし自分が遺言を発見した場合、きちんと他の相続人に遺言の存在を明らかにする(義務ではありませんが、いずれは明らかにしなければなりません)とともに、法律上のルールに則って手続きを進める(自筆証書遺言は必ず検認をする)ということです。

“捨てる”、“書き換える”、“隠す”といったことは絶対にしてはいけません。もし、そのようなことをすれば、自分で自分の首を絞める結果になってしまいます。

驚きのあまり、どうしたらよいのか分からなくなることもあるでしょう。そんなときは信頼のおける人や専門家に相談するようにしてください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2. プチ相続対策 ～小さな金額でも積み重なれば～

①お墓、お仏壇、お鈴(チーンと鳴らすもの)をいつ購入しますか？

②永代供養、墓じまいをいつやりますか？

①を購入するタイミング、②をやるタイミングによっては、相続税に影響を及ぼす(=節税になる)ということをご存じでしょうか？

①お墓、お仏壇、お鈴(チーンと鳴らすもの)をいつ購入しますか？

a.お墓、お仏壇、お鈴を生前に購入した場合

被相続人が生前に購入した場合、その分、被相続人の預貯金は減ります。

一方、購入したお墓、お仏壇、お鈴は相続税上、非課税の財産(祭祀財産といいます)です。つまり、遺産としてカウントされません。

つまり、購入した額の預貯金が減り、購入したお墓、お仏壇、お鈴は非課税(財産評価ゼロ=プラスにならない)なので、トータルの遺産額は減り、相続税が軽減されることに

なりますよね。

b.お墓、お仏壇、お鈴を相続発生後に購入した場合

一方、相続発生後に購入する、ということはお墓、お仏壇、お鈴を購入するのは相続人です。相続税は、相続発生日時点における被相続人の財産額（預貯金）で計算されます。（＝お墓、お仏壇、お鈴を購入していない分、預貯金は減りません。）

つまり、相続発生日時点の（減っていない）預貯金で相続税が計算されるうえ、相続したお金で相続人がお墓、お仏壇、お鈴を購入する（負担する）訳ですから、手元に残るお金が少なくなります。a.と比べて、いいことはありませんよね。

なお、上記 a.の場合で、社会通念上から逸脱した金額のお墓、お仏壇、お鈴（例えば、純金ガラガラで何百万、何千万とするようなもの）は、後々、非課税財産として否認される可能性がありますので注意が必要です。“やり過ぎは禁物”ということです。

②永代供養、墓じまいをいつやりますか？

a.永代供養（生前予約）、墓じまいを生前にやった場合

上記① - a と同様に、生前にお金を使っておくことで、その分相続財産（預貯金）が減るので相続税負担が減ることになります。かつ、自分自身で供養のことやお墓のことを見届けることもできるというメリットもあります。永代供養の生前予約は、自分がお墓に入った後に永代供養を行うもので、その費用は生前に支払っておきます。

b.永代供養、墓じまいを相続発生後にやった場合

上記① - b と同様に、相続発生日時点の財産額（預貯金）で相続税を負担しなければなりませんし、相続発生後に行う永代供養や墓じまいは、相続人の負担でやらなければならない（＝手元に残るお金が減る）ということです。

生前か、相続発生後か、による負担の差についてご理解いただけたかと思います。

大きな金額でないにしても、“塵も積もれば…”です。

頭の片隅に置いていて損はないと思いますし、まさに立派な終活だと思います。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

3. メディア掲載情報

○代表江幡の記事がYahoo!ニュースに掲載されました。

～富裕層と税務当局のイタチごっこ…次の狙いは「暗号資産」か?～

<https://bit.ly/3yjq9PS>

○代表江幡のセミナーが5月異なるテーマで2つ開催されます。

ご興味ある方はお申込みいただければと存じます。

『相続対策セミナー～相続のお悩みや疑問を解消します～』

- ・5月26日水曜日 18時～
- ・オンラインにて60分間

お申し込みは以下のサイトからお願いします。

※主催 住友生命ウェルズ開発部

<https://wells.sumitomolife.co.jp/seminar/20210526/>

参加費 無料

『中小企業経営者向けセミナー ～法人の節税はもう無いのか?』

法人の事業承継税は間違い?!』

- ・5月27日木曜日 18時～
- ・オンラインにて60分間

お申し込みはお電話もしくはメールにて以下からお申し込みください。

※主催 株式会社アレス・ファミリーオフィス

電話 03-5210-1232

メール  info@aresfamilyoffice.jp

参加費 無料

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

4. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に、皆さまの勤務先に更新書類をお送りいたします。
一昨年11月更新以降の方より更新費用のお支払い方法をコンビニ払い払込票に統一することになりました。

払込票の更新費用は2年更新分（1年更新料3,000円×2年の6,000円税別）です。
有効期限が近づきましたら、払込票とオリジナル名刺サンプルをお送りいたします。
名刺の記載に間違いがなく、更新ご希望の方は払込票にて更新費用をお支払いください。
入金確認後、新しい相活士認定証と相活士名刺100枚を送付いたします。

既に、自動振替サービス確認書を提出済みの方も次回の更新より、口座引落ではなく
コンビニ払いの払込票となります。

ご不明な点やお問い合わせ等は協会までご連絡ください。

更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックをお願いいたします。

また、勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いいたします。

※更新書類が届かなくなりますので、必ず異動があった場合は

事務局(03-5210-1238 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを
使命とします。

具体的には・・・

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お問い合わせは・・・

一般社団法人相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆